

古文書を読む会学習記録

作成日 平25年9月12日

開催日	平成 25 年 9月12 日	時 間	10:00～12:00
場 所	金沢地区センター	出席人数	11 名
講 師	真田雅行氏	作成者	真田雅行
テーマ	第一 学習 柴村斎田家文書 ⑨		
概 要	<p>1. 柴村百姓與十郎(41才)の生活態度処世ぶりが百姓若者の鑑(かがみ)であるとして、泥亀新田 取締 永嶋段右衛門がその内容を書取り報告したものの。 「書取之事」 與十郎は正直で親戚付き合いも良く、質素儉約、農業に精を出し、親孝行で暑寒を厭わず老母の看病に努め、毎晩藁草鞋二～三足作り、何事によらず親切心をもって孝養に務め、近村の風聞も良いと聞こえている。村役人もこれを十分承知しており間違いないので、この旨報告申し上げます。 嘉永五壬子年(1852)十二月 泥亀新田 取締 名主 永嶋段右衛門</p> <p>2. 海防強化のため、今般柴村の御備場(防衛陣地)の様様替え命令が下されたが、柴村としては村の事情をいろいろ訴えて、これを他領(別の村)に命令変更 してほしい旨村方三役が管轄の役所に嘆願したものの。 「乍恐以書付奉願上候」 今回の命令に百姓は皆当惑悲歎に暮れている。前領主支配の時、風波の都度海岸に砂が堆積し舟着岸が困難なため、波除(防波堤)を築き、時には石を積み増して、その石運搬舟(平駄舟)建造代金十両を賜ったが、現在大破したため何とかしてほしい旨のご配慮をお願いしようとしていた矢先に今般の様様替え命令となったので、恐れ多くはあるが他領に命令変更してほしい。 命令が現在の御領分のまま不変でも、これまで通り「御国役銀」は上納に務めます。他領へ仰出変更の場合、高掛り(雑税)や諸入用(諸費用)は免除してほしい。 平駄舟新造の場合は、今回の様様替え命令とは無関係であるが、御下ケ金の割合で引送り(差引)してくれるようお願いいたします。 嘉永六 癸丑年(1853)十二月 久良岐郡柴村 百姓代 組頭 名主 御代官 御役所</p>		
備 考			
次回予定	平成25年9月26日 10:00～12:00 於:金沢公会堂3号室 第二学習 富士・大山道中雑記⑥		